

福祉委員について

【福祉委員の設置】

平成2年から自治会内の見守り活動推進役として「福祉委員」を設置しました。(大田原地区は平成2年、湯津上地区・黒羽地区は平成18年に設置)

令和4年度は市内166地区の自治会長さんから推薦された170名の方が大田原市社会福祉協議会長から委嘱され、活動します。

【福祉委員の任期】

令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

1年で交代される場合は、前任者の残任期間となります。



【どんな人が福祉委員になるの?】

地域活動に関心と理解のある方になっていただいています。

※自治会長さんや民生委員児童委員さんが兼務するのではなく、自治会長さん、民生委員児童委員さんの協力者として、地域で活動できる方をご推薦いただいています。

【福祉委員の役割】

◆気づく・見つける

◆つなげる

◆広める

ちょっと心配だなという方に気づき、自治会のささえあい活動の良さを見つけ、自治会長さんや民生委員児童委員さんにつなげたり、ご近所に協力を呼びかけたりして、自治会のささえあい活動を推進します。

自治会内

①自治会長・民生委員児童委員さんと地域の情報を共有し、ささえあい活動やお宝を見える化する「自治会ささえあいカルテ」の作成を進めます。



②自治会の見守り組織に属し、見守り活動に協力します。

地区内

③地区社会福祉協議会、地区見守り組織、第2層協議体(ささえあい会議)の活動に協力します。



④市社会福祉協議会が行う福祉事業や研修に参加・協力します。

【活動費】

・自治会の口座にささえあい活動費として3,000円を振込みます。

ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指す
～「人の力」「地域の力」「つながりの力」を活かす社協～
社会福祉法人大田原市社会福祉協議会
電話 23-1130 FAX 23-1138